

**住宅耐震改修の普及・広報モデルの開発及び効果検証に関する事業を
実施する者の公募についての公示**

令和 7 年 3 月 10 日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

注) 本公募は、令和 7 年度予算によるものであり、令和 7 年度予算成立等が事業実施の条件となります。

次のとおり、住宅・建築物防災力緊急促進事業（普及・広報事業）を実施する者の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅耐震改修の普及・広報モデルの開発及び効果検証に関する事業

(2) 事業目的

国土交通省では、地震時等において安全な住宅・住宅地の形成に向け、住宅・建築物の耐震化について、「令和 12 年までに耐震性が不十分な住宅（以下「旧耐震住宅」という。）をおおむね解消する」ことを政策目標として掲げ、所有者による耐震化への支援を行っている。

全国的な住宅の耐震化率は、令和 5 年時点で約 90%に達している一方で、地域別に見ると、高齢化率が高い地域を中心に、耐震化率が 60%に満たない地域が点在している状況にある。その要因として、耐震改修等を行うための資力不足のほか、耐震改修等を行うことについての動機不足やためらい等が考えられ、住宅の耐震化をより一層進めるための方策とともに、本格的な耐震改修等を行えない場合でも、居住者の命を守る観点からリスクを低減するための方策を含めて、効果的に普及・広報を実施していく必要がある。

そこで、本事業では、特に旧耐震住宅に居住する高齢者及びその家族を対象とした耐震改修の広報等に関し、広く行政や民間事業者等が活用可能で効果の高い手法を構築することで、耐震改修に係る広報等の全国的かつ幅広い主体による展開を図ることを目的とする。

(3) 公募対象事業

- 旧耐震住宅に居住する高齢者及びその家族向けの効果的な広報等の検討及びその実証により、耐震化対策の広報等に関して広く行政等が活用可能で効果の高い手法を構築する事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。
令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(5) 留意事項及び国土交通省との調整等

- ・事業の実施に当たっては、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室と十分かつ密に調整すること。
- ・事業の実施により得られた成果を、国土交通省が住宅耐震改修の推進に当たり活用することに同意すること。

2. 対象事業者の要件

次の要件の全てを満たす者。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 住宅耐震改修に係る基礎的な知識を有すること。
- 普及・広報に関する専門的な知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(4) 事業実績に関する要件

官公庁の施策に係る普及・広報業務について、平成 27 年度以降に完了した業務において、1 件以上の実績を有していること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 鈴木
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39677)
- ④電子メール suzuki-y2wd@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和 7 年 3 月 10 日 (月) から令和 7 年 3 月 24 日 (月)
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め (1) の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 令和 7 年 3 月 24 日 (月) 18 時 00 分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送 (書留郵便に限る。) の場合は 3 部、電送又は電子メールの場合は 1 部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Just System 一太郎」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Adobe」
- ・ファイル総量は極力 10 メガバイト以内とすること
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. 採択者の選定方法

本公示及び説明書に記載の要件等に基づき、提出された提案書の審査を行い、採択者を選定する。この際、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書が無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。